

第18回
消費者教育推進会議
議 事 録

消費者庁 消費者教育・地方協力課

議 事 次 第

1. 日 時 平成29年5月29日（月）10：00～11：30

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3. 議 題

- (1) 第4回消費者市民社会普及WT報告（概要）
- (2) 第二期消費者教育推進会議 取りまとめ（案）について

4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：東 珠実、尾嶋由紀子、柿沼トミ子、河野恵美子、齊藤秀樹、佐分正弘、島田 広、
曾我部多美、高山靖子、出口貴美子、富岡秀夫、西村隆男、古谷由紀子、
堀内壽夫、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：大田尾生活経済対策管理官付係長【代理出席】
金融庁総務企画局：長岡課長補佐【代理出席】
文部科学省生涯学習政策局：高橋男女共同参画学習課長
厚生労働省社会・援護局：金井地域福祉課長
経済産業省：横田商務流通保安グループ消費経済企画室室長補佐【代理出席】
環境省総合環境政策局環境経済課：永見環境教育推進室長

消費者庁：松本大臣、岡村長官、川口次長、小野審議官、
金子消費者教育・地方協力課長、青山消費者教育推進室長

5. 配布資料

- 資料1 第4回消費者市民社会普及WT報告（概要）
- 資料2 第二期消費者教育推進会議 取りまとめ（案）

（参考資料）

- 参考資料1 各省庁における消費者教育施策
- 参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置
状況
- 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

○西村会長 それでは、定刻でございますので、ただいまより、第18回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、飯泉委員、大竹委員、尾上委員、清家委員、長谷川委員は御欠席でございます。

本日は、第2期「消費者教育推進会議」の最終審議ということになりますので、消費者及び食品安全担当の松本内閣府特命担当大臣に御出席を頂戴しております。

松本大臣、初めに御挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○松本大臣 おはようございます。

消費者及び食品安全担当大臣の松本純でございます。

第18回「消費者教育推進会議」の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、消費者教育の推進に関し、一方ならぬ御尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げたいと存じます。

本日は、今期の「消費者教育推進会議」の最終会合であり、取りまとめの御議論をいただくこととなっていると伺っております。今期の消費者教育推進会議では、基本方針の策定に向けた論点の整理、成年年齢引き下げを見据えた若年者への消費者教育に関する検討をはじめ、多数の事項について御議論、御検討をいただきました。

消費者庁といたしましては、皆様に御議論いただいた内容と取りまとめをしっかりと受け止めさせていただき、未来における安全・安心で豊かな消費生活の実現を見据え、消費者、事業者による主体的取組を推進してまいりたいと思います。

本日の会合をもって、今期の会議は一区切りを迎えますが、西村会長をはじめ委員の皆様におかれましては、引き続き、充実した消費者社会的課題の解決に向けて行動する消費者の育成に向けた消費者教育の推進について、御指導いただければ幸いと存じております。

お忙しい中、この2年間精力的に御審議いただきましたことに心から感謝を申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきますと存じます。

大変ありがとうございました。

○西村会長 大臣、どうもありがとうございました。

大臣は御公務のため、これで御退席ということでございます。ありがとうございました。

○西村会長 それでは、本日の議題に入ります。

議事次第をごらんください。今回は、先ほども申しましたように、第2期「消費者教育推進会議」の最後の会議ということになりますので、今期の取りまとめ案を審議したいと思います。

また「消費者市民社会普及WT」からの検討状況につきまして、御報告をいただきます。

初めに、議題1「第4回消費者市民社会普及WT報告(概要)」から始めたいと思います。古谷委員から御報告ということでお願いいたします。

○古谷委員 古谷です。

「消費者市民社会普及ワーキングチーム取りまとめ(案)」の資料を基に説明します「1.

はじめに」というところで、ワーキングチームの作られた経緯が記述されております。

2段落目に、第1期消費者教育推進会議の中で、この段落の最後にありますように「消費者市民社会の概念及び消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することについての消費者教育のイメージ図やパンフレット等分かりやすい資料の提供が求められている」と述べられていることを受けまして、ワーキングチームを開催しております。

「消費者市民社会」を実現する上での用語であるとか、概念を広く認知・理解する、普及するということが検討を行い、具体的にはそのために初心者向けの広報物の作成が必要として検討を行いました。

また2ページ一番下にありますように、消費者市民社会の概念の普及について実態ベースの把握が必要ということで、消費者庁さんから地方公共団体へのアンケート調査を行っております。

3ページの「2.」のところに、その概要が書かれております。①から⑥まで書かれています。資料は探せますでしょうか。大丈夫ですか。

○西村会長 取りまとめ案のほうですね。全部で9ページになっているものでございます。

○古谷委員 「取りまとめ案」を基に説明しています。

現在、3ページを説明しています。「2. 地方公共団体へのアンケート調査」として①～⑥までまとめています。実際、過半数の自治体が消費者市民社会普及のための広報物を作成しており、映像でも作成されていることが明らかになっております。

一方で、担い手向けの資料の作成は限定的で、一般向けに作成しているものが多い、配布先としては、消費生活センターやセミナー会場などで配られるものが多い、不特定多数の買い物客が訪れる小売店などにはほとんどないという結果になっています。また広報物を作成していない自治体も幾つかあり、そこでは当面も作成の予定がないとしています。

その下のコメント欄の意見としては、消費者市民社会が理念であるということで、実際に消費者教育を進める上での位置づけが理解しづらいとか、現場レベルでは戸惑いがあり、理解しにくいといった声があり、消費者庁に対しては「分かりやすく説明できる資料や表現・コピーを作って欲しい」という要望がありました。そこで、ワーキングチームのほうでパンフレット案の検討をさらに進めていったということです。

その検討内容について4ページ2段落目の4行目にあるように「平易でコンパクトな、パンフレットの作成が適切であろう」「担い手が講座でも活用できる内容であればなお良い」という意見が出されました。ただ、消費者といっても広い対象がありますので、低年齢層とか高齢者層は考慮しない形にさせていただきました。

内容面としては、従来の消費者被害の防止と、消費者市民社会普及という両面をつなぐことが大変難しいということも、推進会議でも何度か委員から述べられておりますように「両者の関連性をいかに伝えるか」というところで、なかなか意見調整が難しかったのも事実でございます。あと、具体的な事例紹介は必要であろうということも確認をいたしま

した。当然、今までの検討したイメージマップとの整合性といったことも検討させていただきました。

こういった検討を踏まえて、それぞれの委員から案が出されています。なお、これらの中に記載する事例については、事例をどう出すか。単なる事例の紹介でいいのか。さらに、事例以外にも多くの事例があるといったことの工夫も必要ではないかとの意見がありました。

ただ、最終のものを提案できなかったということは大変申しわけなく、私の力不足だと思っておりますが、次期の推進会議で早々に最終的なパンフレットの完成をお願いしたいと思っております。

各委員のパンフレット案については報告書の参考資料として付けています。

まず最初に、私が出した【古谷委員案】というものがあります。両面でございます。

その次に、河野委員が出された案が1面あります。

その次に、2ページにわたって【島田委員案】ということで、内容ということではなくて、こういう形がいいのではないかという枠組みを提案いただいたものがございます。

最後に、この間、最終のワーキングチームで検討した内容ということで「WT最終案」が出されております。これも表面と裏面にわたっておりまして、表面の説明は後でいたしますが、裏面のところで、先ほど言いましたように、事例を出していくということなのですが、今後の展開としていろいろ考えていただくということで「何が問題になっているの？」であるとか、さらに「！調べてみよう」であるとか、選択の基準であるとか、そういうヒントになるものを掲げるという工夫をいたしました。

その前の表面については、実はここが議論がなかなかまとまらなかったところです。「みんなで作ろう消費者市民社会」と消費者庁の紹介はよいのですが、消費者市民社会についての説明のところについて推進法による定義をどう盛り込むか。あるいは消費者市民社会における行動例を、イメージマップとの関係で、例えば「①消費が持つ影響力の理解」であるとか「②持続可能な消費の実践」であるとか「③消費者の参画・協働」というのが枠組みとの関連性を挙げるか、あるいは最近、倫理的消費であるとかSDGsだとかの、新しい動きについてどういう触れ方をすればいいのかというところで最終的な案がまとまらず、こういう形でどのようなことが検討されたというところで論点だけ出すという形になっております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、ワーキングチームの御報告に関しまして、御質問や御意見などを頂戴したいと思います。あるいは他のワーキングチームの委員から補足等の御意見、御説明等でももちろん結構でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから1つ、古谷委員をお願いしたいのですけれども、このチームの経緯としては、いろいろな案が出たけれども、最終的にアウトプットまで至らなかった、

意見がまとまらなかったということで、ここまで来ていますから早く作ってほしいと思いますが、これの配布先、要するに、対象といったらいいでしょうか。恐らくその対象によって配布物も変わってくると思うのです。ですから、想定するところは一般市民ということなのでしょうけれども、その辺を御説明いただければと思います。

○古谷委員 はい、失礼いたしました。そこは十分な説明ができていなかったと思います。

当初、一般向けということで、例えば、小売店なども考えて事例を考えてまいりました。ただ、最初に説明したように、やはり担い手が今後、進めていくためのヒントといったものにもしたいということで、それがWT最終案の表面のところで悩んだ部分ではございます。両立を図ろうとしたがゆえに、逆に難しかったのかもしれないと思います。これは個人的な感想なのですが、今後、基本的なパンフレットを、一般向けなのか、担い手向けなのか、あるいは概念をしっかり枠組みとして示すのか、そのところがワーキングチームで最終的な結論としていろいろな意見が出て、十分まとめ切れなかったところが、最終案としてアウトプットができなかった要因ではなかろうかと思っています。

実は、ワーキングチームの意見交換の中でも出たのですが、1つのもので作ろうとするのではなく、幾つかを、例えば、担い手向けということで、それをもとに解説資料を作るとか、一般向けは事例に絞ったものにするとか、そういったすみ分けをもう少し検討してはどうかと思います。その検討を次期に委ねることになってしまいます。

最終的な答えになっていないとは思いますが、そういう意見が出たということで、御容赦いただければと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

そうしましたら、委員としてかかわられた島田委員あるいは河野委員、いかがでございますか。島田委員、お願いします。

○島田委員 私も、委員としてかかわりながらアウトプットまで至らなかったことについては、非常に責任を感じているところです。古谷委員からもお話がありましたように、小売店に置くところに当初はかなりウェイトが置かれておまして、そのためにいろいろな配慮が必要だということで中身が余り決めにくかったところがあるようですけれども、基本的にはどこに置くということ以上に、小売店に置く前に一般市民向けあるいは学生、生徒さん向けにそういった資料が圧倒的に不足している状況なので、そのベースとなるものをまず作るとすると、小売店に置くからこれは削ろうとか、そういうことを余り考えずに、ベースとなるものをきちんと作っていくことがまず大事なのではないかと。さらには、学校に置く場合には解説書みたいなものも含めて作っていく必要があるだろうということを思っておりますが、来期の課題ということで本当に申しわけなく思っているところです。

以上です。

○西村会長 では、河野委員、お願いします。

○河野委員 私もワーキングチームのメンバーとして、成果物として完成できなかったことは本当に申しわけない思いと、忸怩たる思いがあります。

ここでそんなことを申し上げても仕方がないのですが、決して内容の中で3者の意見がぶつかって誰も譲らなかったということではなくて、これができ上がったのは1年ほど前のことになります。その後、内容について事務方でもいろいろ考慮をいただいて、その間にワーキングチームも私どもも持てずに先日の4回目に至ったところが、少し論議も不足したのではないかと、運営上の問題も反省しているところであります。

ただ、地域の行政に対してアンケートをとらせていただいて、そこでの状況も分かって、どんなものが必要かというのは、もう一つ議論を乗り越えれば完成に至るのではないかとと思うので、ぜひ次期のところでそこに至るようにお願いを申し上げたいと思っています。力不足のところは本当に申しわけありませんでした。

○西村会長 委員の反省を伺うようだったら申しわけないことになってしまってあれなのですけれども、ほかの委員の方から。吉國委員、どうぞ。

○吉國委員 このパンフレットというのは、基本的に紙を前提としているのでしょうか。今、消費というのはかなり多様化しておりまして、インターネットベースで楽天とかAmazon経由も増えています。とすれば、これは例えば、そういうところに電子媒体という形で載っけるのは一つのアイデアだと思うのですが。

○古谷委員 当初、映像であるとか電子媒体も論点の一つと考えていたのですけれども、まずは紙ベースでのパンフレットということで検討させていただきました。

○西村会長 高校生向けの教材についても、これは今回、2期のアウトプットとしてでき上がって、今日はもう冊子状態になっていますけれども、これ自体もホームページ上に解説も含めて公開されていますので、恐らく紙ベースで作ったとしても、電子媒体にももちろんなる前提だと理解しております。

ほかに。では、高山委員、どうぞ。

○高山委員 パンフレットということで検討を進められていて、どういう使い方をするかということが重要であるとの議論が出たことは全く同感でございまして、もしこれを不特定多数の人に配るのだとしたら、本当にパンフレットという形態がいいのかどうかということも、次期に向けて検討いただきたいと思います。このワーキングチームは、消費者市民社会の普及が目的でスタートしているワーキングだと思いますので、ほかの規格あるいはソーシャルメディアの利用等々を含めて検討することも、今後は必要ではないかと考えています。

このパンフレットは、特に担い手や行政あるいは教育、そういう場で大変有効な質の高い資料になっておりますので、これはこれとして完成いただくということと、別のもう一つの手段という形で考えていただきたいと思っていますところでは。

例えばですけれども、消費者市民社会を一つテーマとした学生向けの論文や作文の募集、標語の募集とか、あるいは先ほども若者の教育でも使えるアプリの開発がありましたけれども、一般向けのお楽しみ要素も含めたアプリの開発とか、もちろんそこには動画もあるでしょうし、あるいはゲームの要素を盛り込んだものもあるでしょうし、そうした多角的

な視点から、多様なメディアの利用というものをぜひ次期に検討をいただけたらいいのではないかと考えているところです。

もちろん、消費者庁としてということになると、いろいろ制約もあるのではないかと考えているのですが、いろいろな活動をしている団体、あるいはNPOの活動を消費者庁が支援する形であれば、可能だと思います。ぜひワーキングチームメンバーや事務局だけでなく、若者あるいは外部のコミュニケーションを専門にやっている機関、あるいはマスコミもあります。そういったところもうまく活用した形で、ぜひコミュニケーションプランを、2020年ぐらいを一つの目途としながら考えていただけたらありがたいと考えているところです。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。では、東委員、お願いします。

○東委員 失礼いたします。

消費者市民社会普及ワーキングということで、普及ということだと「広報用のフレーズ」に関する議論のようなものがあつたのか、なかったのか。あるいはそういったものを消費者庁に求めるといった提案とか、そういった議論がなかったのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。と申しますのは、前回、御報告をさせていただきました、高校生用のパンフレットでも、消費者市民社会を分かりやすく一言で示そうとしても、きちんとした形で、消費者市民社会の説明を考えると、推進法案しかないということで、そのあたりも普及の難しさに繋がっているように思いました。

ということで、ただ今の点について、簡単に御説明をいただけるとありがたく思います。

○西村会長 よろしいですか。では、古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 一言で示すのがなかなか難しいがゆえに、逆にパンフレットの作成も結構難しかったということが言えるのかなと思います。そういう意味では、今回、消費者庁で作るこのパンフレットが、実際に行動する消費者にとっても、あるいは担い手にとっても、今後、自分たちが展開していけるものとして示せないかということが、なかなか議論が十分できなかつたということではなかろうかと思えます。

それと、消費者庁が作るものと、高山さんがおっしゃったように、逆にいろいろな主体が作るものもありますので、まず消費者庁が作るものとしては、やはり基本となる枠組みを示すようなものを作れば、逆に多様な主体がそれをもとに作っていけるのではないかと考えています。そういう意味では、もう少し消費者教育の資料をどう作るべきか、多様な主体もあわせて作るべきかという議論もひよつとしたら必要だったのかもしれない。そういうところの議論が十分なされなかつたということもあると思います。

そういう意味では、東委員がおっしゃったような、広報的なフレーズも十分な検討ができなかつたということになるかと思えます。

○西村会長 では、尾嶋委員、どうぞ。

○尾嶋委員 消費者市民社会がなかなか進んでいかないことについて話をしたいと思いま

す。先ほどの高山委員などもお話をされたかと思えますけれども、これまで地域と結びついている小さな消費者団体などは、さまざまところでいろいろな活動を長年にわたってやられてきた。そういったことが消費者市民社会を進めるにあたっての大きなポイントなのではないのかと思うのです。それにプラスして、グローバルな問題、貧困の問題などありますけれども、身近なところで、こういう活動をもう一歩進めると、この消費者市民社会の推進に繋がると思います。一般の方に「消費者市民社会」と言っても、なかなか周知されていない現状があり、消費者団体のこれまでの活動なども重視しながら周知を進めていく必要を感じています。

以上です。

○西村会長 そのほかにございますでしょうか。

本件に関しましては、先ほど来、お話が出ていますように、次期は第3期ということになりますけれども、次期のところでアウトプットを作るということで、ワーキングチームの座長からの御説明があったように、また、皆様のお手元にありますように、幾つかの案が出ておりますので、最初にあたってはそれを作っていく。

また、今日はさまざまな御意見がございましたので、そういったことも加味して、次期の推進会議あるいはそのワーキングチームのメンバーのところをお願いする形で進めていきたいと思えます。

この件に関して、ほかによろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。引き続き、審議をいただくことにしたいと思います。

続きまして、議題の2番目でございます。「第二期消費者教育推進会議 取りまとめ(案)」に入ってまいります。

本資料につきましては、今期の最初に検討課題したものと、その検討状況、それから中間取りまとめにおける今後の重点事項、改めて基本方針の見直しに向けた論点整理ということになってございます。取りまとめ案を整理していただきましたので、事務局より、資料2に基づいて御説明をいただきたいと思えます。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

この資料2の取りまとめの趣旨でございますけれども、前回の第1期の時にも、メインテーブルにこの白表紙の推進会議取りまとめということで、配付させていただいておりますけれども、2年間の検討の成果を1冊に取りまとめたものを作成いたしました。

これと同様に、2期のものについても、これまでの検討の経緯であるとか、成果物について取りまとめ、次期に引き継ぐ内容についても整理しておこうという趣旨で作成したものでございます。

では、順次説明をさせていただければと思えます。まず、表紙をめくっていただきまして、目次で全体の構成を説明しようと思えます。

こちらにございますように、2部構成になっておりまして、第1部が今回の2年間の検

討事項であるとか、特に次期の基本方針に向けての論点整理であるとか、そういった内容を述べたもの。

第2部として、2つのワーキングチームの取りまとめ。

以下、これまでの成果物等の参考資料を付けるという構成としてございます。

ページをめくっていただきまして、1部の取りまとめの内容について御説明をさせていただければと思います。5ページ目以降がその内容でございますが、目次で見ていただいたように、前半が検討事項に即してまとめた部分、後半が特に次期基本方針に向けての論点になるものという整理になっております。

6ページ目からが、その検討事項に即した内容ということでございますけれども、これまでに「(1)基本方針の見直しに向けた論点整理」と「(2)社会情勢等の変化に対応した課題」のそれぞれについて検討を行ってきたということで、特に論点整理については、7ページ目の下のほうでございますけれども、特に「消費者教育の体系的推進」であるとか「消費者市民社会の形成へ寄与するような消費者を育む」という意識はされつつあるのだけれども、取組に差がある。ついては、今後、特に「消費者市民社会の概念の理解促進」をより一層深めていく必要があるという内容にしてございます。具体的な内容は後半で触れておりますので、その点のみ記載をさせていただきます。

8ページ目から、具体的な社会情勢の課題に即して検討した5つの項目について整理をさせていただきます。8ページ目のところに、その1つ目でございますけれども「2.学校における消費者教育の充実方策について」。昨年の4月に取りまとめたものでございますが「機会(時間)の確保」であるとか「教員の教育・研修」「外部人材の活用」の3つの観点から特に整理をし、その中で消費生活センターや教育委員会が、授業の展開方法の収集とか、そういった拠点としての役割を果たしていくことであるとか、教育委員会や消費者行政といった、教育と消費者行政の連携を深めていく必要があることを整理したことを述べております。

3ポツが「成年年齢引下げに向けた環境整備」ということでございますけれども、これは特に、前回の時に整理いただきました。高校1年生向けの教材を作ったことについて述べております。9ページ目の頭のほうにございますように、この活用方法として、今年は徳島県の全ての高校で使ってみるといったことなどを記載しておりまして、また次のパラグラフには、今後、特に大学生における消費者教育を含めての、若年者への消費者教育の充実といった課題を具体的に検討していく必要があることについて述べております。

4番目でございますけれども、消費者市民社会の形成に向けての理解促進ということでございまして、これは先ほど、古谷委員から御説明がありましたとおり、この「消費者市民社会の形成への参画の重要性」についてどのように伝えれば分かりやすいかといったことも検討してきたということで、特にパンフレット案の検討であるとか、そういったことを進めてきたことについて書いてございます。

9ページ目の下からでございますけれども、「5.高齢者等への対応」というところに

については、これもこの2年間でさまざまな方々からヒアリングということで、事例を紹介していただきましたけれども、そういった活動を通じて、先進的な取組の把握ができたことについて書いてございます。

6ポツのところを書いてございますのが、特に関係者間の連携・協働が重要であることが、これまでの2年間の議論の中で特に浮き上がってきたということで、それを整理したということでございます。具体的には、消費生活センターの消費者教育の拠点としての機能であるとか、あるいは特に学校のニーズを踏まえたコーディネーターの役割が重要であるといったことを整理したということでございます。

11ページの7ポツ以降のところ整理してございますのが、今後の検討課題として整理されたものでございまして、(1)は特に第1期での取りまとめで示されたけれども、十分に検討が行われなかったものとして「①家庭や地域における子供の消費者教育」以下4項目。それと「イメージマップのバージョンアップ」であるとか、あるいは取組の効果検証についてといったことが十分に検討できなかったこと。

また、(2)のところは、取り組んだけれども、まだ半ばであるものとして、「①消費生活に関連する教育との連携」以下2項目について記載してございます。

(3)のところでは、特に「社会情勢等の変化の中で生じた新たな課題」として、課題への対応ということで、「成年年齢引下げ」であるとか「障がい者に対する消費者教育」、グローバル化に伴う消費者問題の変化への対応といったことについて、今後、検討していく課題として整理したということでございます。

取りまとめの後半部分を16ページ以降に記載してございますが、これは特に基本方針の中間的見直し、前回まとめていただいた中間見直しの中で、今後の次期基本方針に向けての論点を整理していただきましたけれども、それについてその概要を特にまとめたということでございます。

柱としては4つの項目があったかと思えます。それを順次、書いたということで、16ページに記載してございますのが、消費者教育の効果測定を行うための調査であるとか、あるいは心理学的な知見を活用したような調査研究であるとか、そういったことを通じた「1. 消費者教育の効果的な推進」についてです。

17ページ目以降に書いてございますのは、これは消費者教育の担い手の育成であるとか、学校教育等の連携強化、コーディネーターとか消費生活センターの拠点としての役割であるとか、そういったことに触れたものということで「2. 都道府県等における消費者教育に関する施策の促進」ということでまとめられたものです。

22ページ目以降が3つ目の柱ということで、成年年齢引き下げであるとか、情報化・国際化への対応といった、新たな課題にもちゃんと対応していかなければいけないという内容としてまとめていただいた「3. 社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化の必要性」という項目です。

4つ目の項目として、エシカル消費を初めとして「4. 社会や環境を意識した消費行動

に関する消費者教育」についても、次の大きな論点になるだろうということを述べた部分でございます。

27ページ目に「5. おわりに」ということで整理しましたが、前回の基本方針の中で、19ほど今後検討すべき課題として記載されているものについても、継続して検討していくことについて整理をしたということでございます。

ここまでが、第1部のこの2年間の取りまとめのサマリーといたしますか、柱になる部分でございます。

第2部としては、ワーキングチームの取りまとめについて次に添付してございます。「若年者の消費者教育に関するワーキングチームの取りまとめ（案）」として整理をしてございますものですが、これは特に、今回は生徒用の教材であるとか、教師用の解説書の作成を行ったということで、その時にどういう観点から行ったかが整理されているということでございます。

3ページ目以降、教材を作るに当たって考えたことが整理されてございますけれども、この教材というのは、授業で使用することを主な用途として想定して作ったものであるとか、高校1年生を想定したこと、あるいは特にそういった高校生に分かりやすいようにということで、具体的な事例を盛り込んだりとか、単なる知識の習得に終わらないような内容にしたとか、学校現場の声を反映しながらこれを作成したのだということを述べてございます。

次に「消費者市民社会普及ワーキングチーム取りまとめ（案）」についても述べておりますけれども、先ほど古谷座長から御説明がありましたので、私からの説明は本当にさわりだけにしようと思っておりますけれども、特に3ページ目以降に書いてございますように、今回、都道府県のアンケート調査等でどういった広報物が準備されたりとか、そういう実施状況についての整理をしたことであるとか、これもパンフレット案については、我々事務方としても十分にいただいた意見を踏まえた議論の整理が期限内に行えなかったことについて、反省すべき点は多くあると思っております。ただ、せっかく先生方に意見をいただいておりますので、次期への引き継ぎ事項として、今回のパンフレット案でどこまで検討したかについては整理をさせていただいたということでございます。

駆け足の説明になってしまいましたけれども、取りまとめの説明とさせていただきます。
○西村会長 ありがとうございます。

この取りまとめ案につきまして、御意見をいただくこととなりますが、まず全体を通じて、あるいは今日は最終審議でございますので、御意見を自由にいただきたいと思っております。

それから、参考資料として、この「社会への扉」という教材がついています。これが、今回の第2期のアウトプットということでありますので、もしこれに関しても何か御意見があれば、あわせて結構かと思っておりますが、よろしく願いいたします。

柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 すばらしくよくまとめていただいて、本当にありがとうございます。

1つ足していただければと思うのは、例えば、12ページに「(3) 社会情勢等の変化の中で生じた新たな課題」というところがありまして、成年年齢の引き下げに関してということも書いてあるのですけれども、子供たちのことはそこでそのように書いてありますが、先ほど、古谷委員からパンフレットの中身についてあった中で「6 意見を届けよう ㊟ トラブル等」ということで「○企業に問題提起や感謝の声を届けよう（商品事故などは企業に申し出る）」というのがありましたけれども、消費者市民社会、それから消費者ということの、26ページに書いてある「消費者教育の推進に関する法律」による教育と市民社会の定義からすれば、もう少し私たちは、ただ受け身でなくて、能動的な行動を必要とされる時代になっているのではないかと思います。地球環境あるいはフェアトレードも含めた、さまざまな持続可能性の社会の形成ということになりますと、企業に対して、できたものに対して選んでいることも大事ですけれども、どういうことをどのようにしてほしい、例えば、農林省でしたら農薬の問題、あるいは企業でしたらどういったものをどのように作ってほしいという安心、安全、それから企業の社会的使命も含めて、もっと積極的な連携を取っていく必要があるのではないかと感じております。

全地婦連でも、組織力を活かして、去年から全国の都道府県全部に安心、安全の、例えば、電化製品を何年ぐらい使っていますかとか、事故はどうですかとか、そういった調査をかけまして、今はまとめているところなのですが、ただ単にそういったレベルを今は超えた時代になっていると思います。例えば、今は企業でも努力して、かじっても害のない塗料とか、子供用品とか、それからトルエンなどが空中に真っすぐに行って、公害が発生しないようなバグ装置とか、いろいろ努力していますが、企業へのインセンティブも含めて、そういった消費者サイドからの働きかけをしていくことを、連携ということでも結構なのですが、どこかに少し足していただければと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

この基本方針の中間見直しをした時に、ただいまの資料2で申しますと、25ページになるかと思いますが「4. 社会や環境を意識した消費行動に関する消費者教育」のところにあるような議論といいたいまいしょうか。

○柿沼委員 そうですね。

○西村会長 そのあたりをもう少し。

○柿沼委員 最後の「5. おわりに」のところでも結構なのです。

○西村会長 最後の「5. おわりに」ですか。

○柿沼委員 27ページのところでも結構です。ずっと見ていて「企業」という字が全然出てこないというのも、これからの構築の中では片手落ちかなと現場からは思います。

○西村会長 基本方針の見直しの文章そのものは、これは公表している資料になりますよね。ですから、こちらはもう変えられないと思うのです。

○柿沼委員 では、何か運用で。

○西村会長 入れる場合は、この取りまとめの部分に関しては可能だと思います。

○柿沼委員 では、取りまとめで。

○西村会長 調整を図りたいと思います。

そのほかにお気付きの点はいかがでございますか。では、東委員、お願いします。

○東委員 失礼いたします。

少し細かい書き方の点ですが、2点ほど気になったところがございますので、発言をさせていただきます。

1点目が、8ページでございます「2、学校における消費者教育の充実方策について」の4行目でございます。

「学校において、特に小・中・高等学校の段階で年代に応じた消費者教育」と書かれています。小・中・高等学校ですので「年齢に応じた」あるいは「小・中・高等学校で発達段階に応じた」などの表記のほうが適切ではないかと思えます。小・中・高で「年代」という言い方は、私は違和感がありました。こちらが1点目でございます。

2点目が、10ページの高齢者への対応に関する部分ですが、上から8行目です。最後のまとめの文で「高齢者等については、消費者被害の防止という観点からの消費者啓発が主な取組となっているが」というところがございます。ここは、消費者被害の防止が主な取組ということなのですが、それ自体に誤りはないのですけれども、今、地域ではむしろ見守りをかなりやっているように思えます。その上のところにも先駆的な取組として「見守りハガキ」の話は確かに出てはいるのですけれども、実際に地方自治体などでも、消費者被害の防止のパフレットと同様に、見守りの教材のようなものは、どちらでも今は作成されているように思えます。

したがって「高齢者等については、消費者被害の防止や地域の見守りという観点から」といったように、例えば、地域の見守りが主な取組の一つとなっていることも明記していただければいかがかということでございます。

以上の2点でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

前者の点は、確かに「発達段階に応じた」というふうには書き改めたいと思います。

後者のほうは、地域の見守りというのは、広い意味で被害防止ということなのですが「地域の見守りを含めた消費者被害の防止」とか、少し地域見守りの部分をそこに加えるという方向でしょうか。

○東委員 そう申しますのは、消費者被害の防止だけだと、やはり昔からあるいろいろな悪質な商法にだまされないなどというイメージが非常に強いのですけれども、地域の見守りというのは、自分の被害だけではなくて、他者の被害にも目を向けるということなので、消費者市民社会に非常に近づいていく内容だと思うのです。そこは、もちろん広い意味では消費者被害の防止なのですけれども、敢えて書き込んだほうが今後にも繋がりますし、むしろ今の地域の実態はそうではないかと感じたということでございます。

○西村会長 趣旨は分かりました。先ほど、尾嶋委員が発言された、消費者市民としてで

きることが身近なものであるのではないか、というところにも通じるのかもしれませんが、
で、
修文を検討して加えようと思います。

吉國委員、どうぞ。

○吉國委員 24～25ページにかけて、FinTechなどの金融の話を書いていただいております。
これは私も確か申し上げたと思いますが、大変ありがたいと思っておりますけれども、
できればどこかに、注でもいいのですけれども「金融包摂」という言葉を挙げていただけな
いですか。いわゆる金融包摂、Financial Inclusionです。このInclusionも世界的には当
たり前の言葉になっていますが、今のところ政府の文章から出てきませんので、できれば
こういう文章に「金融包摂 (Financial Inclusion)」という形で、解説でもいいのですけ
れども、付け加えていただけるといい気がするのです。

○西村会長 先ほども申しましたように、16ページ以降に関しては「基本方針の見直しに
向けた今後の重点事項」ということで、公表している部分を若干まとめているのですよね。
だから、まとめる時に新しい言葉を加えていいかという抵抗感は若干ないわけではないの
ですが、もし可能であればという話で事務局のほうはいかがですか。この15ページまでの
範疇は幾らでも手を加えられると理解しております。

○金子消費者教育・地方協力課長 注であれば、若干加えることもできるかもしれませんが
ので、24ページのところにするか、もしくは13ページまでのところでうまく金融包摂の話
が入るようであればそこに入れるか、どちらか何か対応を考えたいと思います。

○吉國委員 ありがとうございます。

○西村会長 古谷委員、お願いします。

○古谷委員 先ほど、東委員がおっしゃった10ページの「5.」の最後の3行なのですね
けれども、「消費者被害の防止と新たな消費者像」だとなかなか分かりにくいので、地域の
見守り等ということで「社会全体で消費者市民社会の形成にかかわる消費者を育てる」と
か、そういう文言で消費者市民社会をみんなで支えていくのだということと、地域の見守
りを繋げていく言葉を使えば、ここは違和感なくまとまるのではないかと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

島田委員、お願いします。

○島田委員 同じく10ページの先ほどのところですが、「新たな消費者像」というの
が非常に分かりにくいと思うのですが、見守りも一つそうなのですが、私も三重の
おばあちゃんのお話をしたことがあるかと思うのですが、高齢者には高齢者なりの生活の
工夫だったり、持続可能な消費の知恵を後の世代に伝えるという非常に重要な役割がある
と思うのです。それを学校などに繋げていっていただくと、非常に学校教育でも地域に
密着した、生き生きした持続可能な消費のイメージが作られていくと思うので、そこはも
う少し広げて、具体的に書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○西村会長 堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 今、島田委員さんから学校の話が出ておりましたが、まさに私も学校と関係を強化することが一番いいと思いました。学校では、消費者教育に特に繋がる家庭科や社会科があります。その授業を高齢者にも開いて、見に来ていただけるような取組をすれば、高齢者と一体となった展開がなされると思いました。

2つ目ですが、この3月に学習指導要領が新たに出ました。これから各学校が移行措置を始めますので、消費者関係団体のほうから「こういうアプローチができる」というところを、学校との連携で話し合えることができれば、もっと教科の中で消費者教育が展開されると思います。

そのためにも、学校教育法の30条の2項や昨年8月に出了た学習指導要領の論点整理に示された「学校として育成したい資質、能力」として書かれている3つの点から、消費者教育とかかわりのある資質、能力をより一層具体化していけば、効果的な連携になるのではないかと思います。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 取りまとめに関しまして、案をお送りいただいた時に少し意見を申し上げさせてもらったのですが、全体に検討の必要のことが多く述べられていまして、一部意見は取り入れて整理もしていただいて、書き加えていただきましてありがとうございます。

やはり論点整理と、検討していくことと、アクションに繋がることはもう少し分けられる気がいたしまして、文章的にはもうこれでいいのかと思うのですが、例えば、13ページの最後のところも「検討の必要がある」にはなっているのですが、具体的には実現に向けたということだと思うので、文章上で変えていただくのはそのあたりなのですが、事務局にお願いしたいのは、先ほどのワーキングチームの反省も踏まえて、次期のところでこれをもとに次を考えていくわけですから、先ほど申し上げた、論点を整理していくこと、きちんと検討すること、具体的に進めること。それもいつまでという少し目途があるような、ここにはあらわさなくてもいいのですが、そんな心づもりもしていただけたらと感じています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。高山委員、どうぞ。

○高山委員 私も事前確認でコメントさせていただいたのですが、タイトルのところに、1期の時には副題が入ってなくて、今回は副題を入れていただいている、この「(P)」というのはPendingの意味なのでしょうか。

○西村会長 それをこの後、話題にしようと思っていたのですが、結構です。どうぞ。

○高山委員　そうですか。私もまず事務局の考えを聞かせていただいて、このタイトルがいいのかどうかを皆さんで議論できるといいなと思っておりました。失礼いたしました。

○西村会長　いえいえ。どこかの部分で、この議論をさせていただくつもりでしたけれども、その前に尾嶋委員でしたか。今、挙手がございましたね。どうぞ。

○尾嶋委員　10ページの「(1) 消費者教育の拠点としての消費生活センター」というところで、事前に意見を述べさせていただいたのですけれども、11ページの一番上のほうになります。「各自治体の施設の整備の進捗によるものの、少しずつ進んでいる」という書き方があるのですが、第1期の時に、地域連携推進小委員会で資料室等が整備されているかどうかとか、そういうアンケートをされたと思うのですけれども、その時に県あるいは政令指定都市でも整備は半分くらいだったと思うのです。やはりこれからの消費者教育の拠点としてということであれば、消費者センターの充実が一番大きくあると思いますし、場を確保することが消費者教育にとっては非常に大きなものであると私は思っているのですけれども、そういうことがなかなか充実した方向に行っていないのではないかと。「少しずつ進んでいる」という書き方ですけれども、やはり自立支援のためにはそういったこと環境整備が非常に重要だと思います。

それから、いろいろな事業者の皆さんあるいは行政、団体等でさまざまなリーフレットとかチラシなどを作っていますが、それらを市民に届けるという役目も消費者センターにあるのですけれども、十分なスペースがないところも結構多くて、これからそういったものをしっかりと届けていくためには、さらなる環境の整備が必要なのではないかと思しますので、この辺は力を入れて書いていただきたいと思います。

○西村会長　ありがとうございます。

今の点に関しては、私もいろいろ意見をいただいている段階で出させていただいていたけれども、割と全体としてまだまだだと。センターに関してもそうですし、あらゆる部面で、推進法ができて5年になるけれども、さまざまな分野で「まだこれから」という割とネガティブな表現が多かった傾向があって、それでもさまざまな先進事例も集まってきたということで、それが最高の状態が100として、20なのか30なのかは分かりませんが、そういう意味では、これからもっとやらなくてはいけないこともさることながら、少しずつできているところもあるというニュアンスを出して、ではうちもやろうというインセンティブにしたい気持ちがあって、私も神戸とか山口とかに行くと、山口県なんかは県庁に移動してまなべるという施設を作って、小学生がそこへ学校訪問で交代で来るわけです。そういう現状を見せていただいたりした経験から、確かに今、尾嶋委員がおっしゃるところはよく分かります。全体で750のセンターからすれば、本当にわずかなことかもしれないけれども、徐々に少し見えている、これが表現が少しずつ進んでいる状況というのがいいのか、これは検討させてもらいますが、多少、5年以上前に比べると頑張っているところも表現を入れるべきだと。

先ほど河野委員の御指摘で、2020年までにとは書けませんけれども、やはり実現に向け

てよりスピード感を持った検討していく必要がある、充実させていく必要がある的な文章に少し変えていきたい気持ちは持っております。

ほかにいかがでしょうか。では、齊藤委員、お願いします。

○齊藤委員 今のことも関連するのですが、全体的に私ほうまくまとめでいただいたということで、特別なコメントをつけなかったのですけれども、この27ページの下から6行目に、私はこれが全体を言い得ていると思うのですが「消費者教育の推進のためには」という一文が入っております。その中で、やはり地方公共団体だとか学校だとか、教育の担い手、非常に重要な立場にあるところが、消費者教育の重要性を実感できるようにすることが大事なのだと考えています。

逆に言うと、これはまだ実感できていない、途上だということも意味しているのだと思いますが、そのためには今後、どうしていったらいいのかというモデルを示していくことが非常に重要だと考えます。今回それをどこまで書けたかという問題はあっても、例えば、徳島県でこういう実験的なことをしますとか、そのパーツ、パーツでは意味するところが書けているのではないかと思います。

なかなか画期的には進んではないジレンマがあるわけですが、ここの終わりにあることは非常に重要なことを示しております、今後も恐らく、一挙に進むことはないと思いますから、いい事例を示していくことが、関係する方々にも大事なポイントでありましょうし、それらの方々からいろいろと教えていただく、いわば一般市民にとりましても、大きな意味を持つことだろうと思いますから、ぜひこの部分にしたがって、うまく表現をし、今後これを分厚く、モデル的なものを表示していただければありがたいと思います。

以上であります。

○西村会長 ありがとうございます。

先ほども申しましたように、基本方針の中間まとめについては文案を書き込むことは非常に難しいということになります。具体事例等についても、コーディネーターのところの記述では先進事例も岩手、山梨、徳島、浜松、名古屋という事例が出ていたりするところもあるので、今回は難しいかもしれませんが、恐らくそれぞれの自治体が進めていくことができるようなモデルを示していく、モデル集のようなものが必要になってくることだろうと思います。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○柿沼委員 さっき西村座長がおっしゃった神戸の事例なのですけれども、ここの会で勉強させていただいて、すごくいい取組だと私も委員の一人として思いまして、ある県にそこを勉強してくるよう、議員さんたちに勧めました。議員視察を実施しまして、消費をメインにした議員視察は、過去の事例を見てもめったにない。それで、勉強をしに行った議員さんたちも、改めて「消費者市民社会」という言葉の意味と、これから取り組まなくてはならない重要性を認識して帰ってきたという事例もあります。その消費者市民社会ということ、県の長期構想、中期計画のメインに入れたのですが、その時に、では何年ま

でに何%の周知度にするかという目標値を挙げたほうがいいのではないかという話も出ま
して、どのように迅速化していくかということもありますが、調査をかければ、知ってい
ますかということ流すだけでも、それが周知の基準になりますので、幾つか方法がある
のではないかということで、この消費者教育をいろいろな立場の人がメインの課題として
持ってくるように、私たちも委員として働きかけていく必要があるのではないかというこ
とを、一つうまくいった事例としての御紹介ですが、先ほど先生がおっしゃったように、
ここはこんな事例がありますというのを周知していただくことで、またいろいろな広がり
ができてくるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。そういう方向で継続していきたいと思います。

それでは、先ほど高山委員からも御指摘がありまして、お伺いしようと思っていた件で
ございます。それは、資料2の表紙にございますように、今回、取りまとめ案に事務局の
ほうから副題がついてございます。「自覚し行動する消費者へ」という御提案であります。
これについても、第1期にはなかったということもあって、ある面、読みやすくというこ
とか、あるいはまたこれにかわるものがあれば、そういった修正案等も含めて、御意見を
頂戴できればと思います。

副題の部分についての御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

では、東委員、どうぞ。

○東委員 失礼いたします。

副題があったほうが読みやすいというか、全体の内容をイメージしながら読めるので、
それ自体は適切なものをつけられればよろしいのではないかとすることがまず1点でござ
います。

それから、このフレーズとして「自覚し行動する消費者」というのは、まさに消費者市
民を分かりやすく言い得ている表現でもありますので、これ自体も悪くはないと思ってお
ります。

ただ、内容のほうに「自覚」という言葉がほとんど出てきていないように思うのです。
恐らく。今、最後のまとめのあたりも少し見たのですが、例えば、28ページあたりで、上
から4行目ですか。「消費者市民社会の形成に積極的に参画する」。この辺にもしも入れ
るなら「みずからの役割を自覚して」とか。あるいは「自覚的に」という言い方はあるの
かどうか分かりませんが。「積極的」という言葉は使われてきているのですが、「自覚す
る」というのが内容に乏しいと思いましたので、そのあたりの整合はいかがかというこ
とを少し思いました。

以上です。

○西村会長 このサブタイトルに関しましていかがでしょうか。では、柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 私は、この「自覚し行動する消費者へ」というサブタイトルはすごくすばら
しいと思いました。それなので、もう少し積極的な書きぶりを少し足してくださいと、こ
の副題を見て発言させていただいた次第です。すごくいい副題だと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

では、堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 この表題、タイトルに加えて、私も社会科の教師でございましたので「消費者市民社会の形成に積極的に参画」というところまでプラスできる副題にはならないものだろうかと思いました。

○西村会長 「消費者市民社会の形成に向け、自覚し行動する消費者へ」という、頭に「消費者市民社会の形成向け」という言葉を加えるという御提案でよろしいですか。

○堀内委員 はい。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでございましょうか。高山委員、どうぞ。

○高山委員 私も今の御意見に賛成いたします。

まず副題をつけることには賛成で、特に、最初に「自覚」というところですが、多分、消費者教育にかかわっていらっしゃる方は、これを見た時にすぐにイメージできると思うのですが、そうでない人が見た時には多分、分かりにくいのではないかと思いますので、何か本文中、特に最初のところの6～7ページあたりに出てきている言葉をうまく縮めて頭につけたほうが、一般の人に分かりやすいのではないかと思います。

○西村会長 高山委員がおっしゃるのは、6～7ページ。

○高山委員 特に7ページ。

○西村会長 7ページの文章中の、特に2つ目のパラグラフあたりでしょうか。

○高山委員 そうですね。

○西村会長 この辺のところから、何か共通項を出してくるという意味合いでしょうか。

あるいはこちらのほうに、先ほど、東委員も御指摘されていましたが、自覚めいた言葉をこの中に入れ込んでしまうことで、そのタイトルとの整合性を保つこともあり得るかもしれない。サブタイトルとしては、先ほど、堀内委員から御提案のあった「消費者市民社会の形成に向け、自覚し行動する消費者へ」ではいけませんですか。

○高山委員 いえ、もちろんそれも良い案かと。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでございましょうか。私もこれをいただいた時に「自覚し」とは何を自覚するのかと読んでしまう恐れがありますから、我々はもちろん、共通理解をしておりますけれども、推進法にも「自覚」という言葉が入っていますから、一般の方が読まれる時ということ、頭書きにあったほうが良いとは思いました。

では、河野委員、どうぞ。

○河野委員 細かいところなのですけれども、「形成に向けた」なのか「実現に向けた」なのか、文面中には両方入っている気もいたしますので、そこは整理はしなくてもいいのですけれども、どちらでもいいのかなとは思っています。

それと、今日資料として、前回の取りまとめの冊子も置いていただいていますけれども、

この表紙よりもサブタイトルがあったほうが全然身近なものに感じるので、副題がつくのはとてもいいことだと思っています。

最近の消費者庁のいただく封筒の後ろに行動指針が入ってしまっていて、来る時に電車の中で見たりもして、何か表現があるのはいいものだと感じました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

今の「実現」か「形成」かについては、事務局と整理したいと思いますが、よろしいですか。

ほかによろしいですか。ほぼ出尽くしたということによろしゅうございますか。

本日いただきました御意見について、できる限り反映させていただきまして、でき次第、公表していきたいと思えます。

取りまとめの表現ぶりにつきましては、事務局との調整を経て会長一任ということにさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めてまいりたいと思えます。

今後のスケジュール等につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

○金子消費者教育・地方協力課長 貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日いただきました御意見をもとに、会長とも御相談の上、必要な修文をしたものをできるだけ早くに公表できるようにしたいと思っております。でき上がりましたら、第1期の時と同様に、製本された取りまとめ報告を、委員の皆様にもお送りしたいと思っております。

また、御参考までということで申し上げたいことが1点ございまして、前回の時に議論いただいてまとめました、高校向けの教材「社会への扉」でございますけれども、文部科学省の御協力も得まして、文部科学省、消費者庁双方から事務連絡を出しつつ、先日、全国の教育委員会等に見本誌の送付を我々からすることにいたしました。そういう形で、この活用について取り組んでおりますので、それについてもあわせて御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で最終の取りまとめの整理をお願いしたいと思えます。

最後に、閉会に当たりまして、岡村長官から御挨拶をお願いいたします。

○岡村長官 委員の皆様、お忙しい中、これまでも、そして本日も大変精力的な御審議をまことにありがとうございました。

本日の会合をもって、今期の会議は一区切りとなりますが、何とぞ委員の皆様におかれ

ましては、これからも社会的課題の解決に向けて行動する消費者の育成に向けた消費者教育の推進について、さまざまなお立場から御享受をいただきたいと願っております。

改めまして、この2年間、本当にありがとうございました。

○西村会長 どうもありがとうございました。

それでは、少し今日は早くなりますが、これにて閉会とさせていただきます。

この2年間、御審議、御協力ありがとうございました。

以上で、本日の会議は終了とさせていただきます。ありがとうございました。